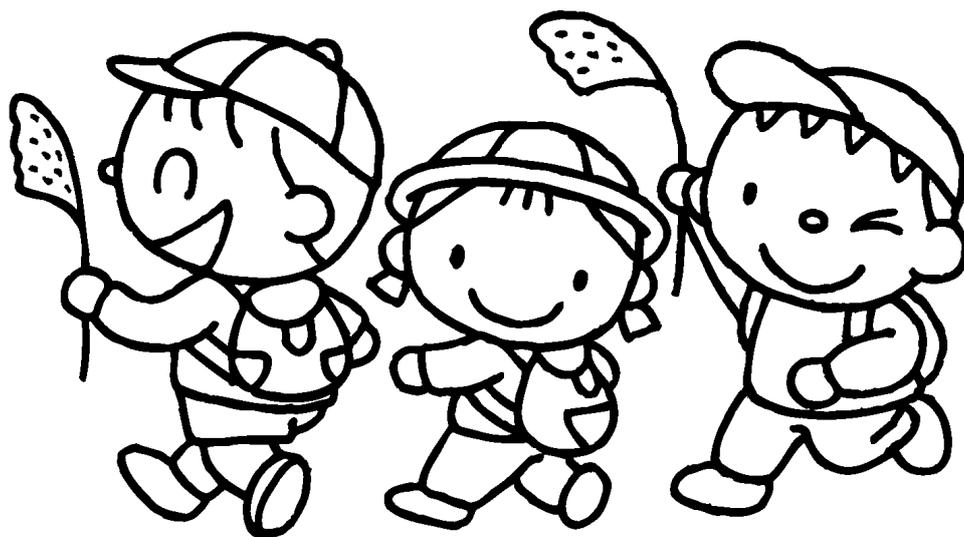


宝塚市立 西谷認定こども園

— 保育所機能部分(保育施設) —
入園申込みについて



令和6年度版

(2024年度版)

宝塚市教育委員会

目次

西谷認定こども園とは	P.1
「子ども・子育て新制度」について	
西谷認定こども園(保育施設)の申込から結果発表までの流れ	P.2
西谷認定こども園(保育施設)の入園資格について	
申し込みについて	P.3
入園手続きに必要な書類	
保育の必要性について	P.4
支給認定について	P.5
入園審査について	
保育施設入所順位基礎指数表	P.6
保育施設入所順位調整指数表	P.7
入園決定	P.8
入園日	
保育料の決定	P.9
3～5歳児の保育料の無償化について	
保育料の納付	P.10
保育料に関する特例について	
宝塚市立西谷認定こども園保育料表(令和6年度)	P.11～12
めざす子ども像	P.13
保育時間	
ならし保育	
休園日	
緊急時・災害時	P.14
給食	
子育て支援事業	
年間行事予定	
年間行事予定	P.15
Q&A【入園資格・申込編】	P.16～18
Q&A【保育料編】	P.19

「西谷認定こども園」とは

「認定こども園法」に基づき、小学校就学前の子どもに教育及び保育並びに子育て支援の総合的な提供を行うため、既存の「市立西谷幼稚園」に保育所機能を一体的に備え、保護者の就労等により保育が必要な0歳から就学前の乳幼児を受け入れ、かつ、3歳児以上の幼児に対しては、幼児教育を実施します。

この市立西谷幼稚園と一体的に設置する保育施設を併せて「宝塚市立西谷認定こども園」といいます。

「子ども・子育て新制度」について

子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」が平成24年8月に成立しました。この法律と、関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくため、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から始まっています。

新制度の主なポイント

- ◇ 保育所、認定こども園、幼稚園等を通じた共通の仕組みが創設されます。
- ◇ 入所を希望する施設、保育の必要性の有及び子どもの年齢に応じて、3つの認定区分(1号・2号・3号認定)が設けられます。さらに、2号・3号認定については、保育の必要量(時間)に応じて、「保育標準時間」と「保育短時間」の2つの認定区分が設けられます。(下表参照)
- ◇ 保育施設への入所を希望する方は、所定の申請書を市に提出し、保育の必要性の有無や必要量等について、市から認定(「支給認定」といいます。)を受ける必要があります。申請に基づき、後日、認定区分・保育の必要性の事由・必要量が記載された「認定証」が市から交付されます。

認定区分※1	対象年齢	保育の必要性※2	利用可能な施設	保育の必要量	申請方法※3
1号認定	3～5歳	無し	幼稚園、認定こども園	【教育標準時間】 1日4時間を基本	学事課または西谷サービスセンターに必要書類をご提出ください。
2号認定		有り	保育所、認定こども園	【保育標準時間】 1日11時間以内	
3号認定	0～2歳			【保育短時間】 1日8時間以内	

※1 認定区分は満年齢、利用可能施設及び保育料は3月31日時点の年齢で決まります。

※2 P.4(保育の必要性について)参照

※3 P.2～(申込から入園決定まで)参照

西谷認定こども園(保育施設)の申込から結果発表までの流れ

申込

入園申込書兼認定申請書および必要書類を学事課、西谷サービスセンターに提出。

認定証交付

保護者からの申請書類等に基づき、市が保育の必要性や必要量などを認定し、認定結果に応じた「認定証」※が自宅に送付されます。入園結果通知と同時発送になる場合があります。

※認定証の交付をもって、施設への入園が決定するわけではありませんのでご注意ください。

審査会 (入園選考)

保護者から提出された入園申込書及び就労証明書・診断書等に基づき、市が入園選考を行います。

結果発表

市の入園選考後、入園内定者に連絡または通知をします。

【入園内定者】入園が内定した施設での面接後、集団生活が可能と判断されれば入園決定。
【入園保留者】個別に市から連絡を行います。

西谷認定こども園(保育施設)の入園資格について

次の①②の両方に該当する場合に入園ができます。

- ① 保護者の住民票が宝塚市にある(入園希望月までの転入予定者も含む)。
- ② 乳幼児(産後6ヶ月～就学前)の保護者の状況が、保育の必要性※¹のいずれかに該当する。

※1 4ページの表を参照

幼児教育や集団生活に慣れさせるためという理由だけでは、入園することはできません。

申し込みについて

令和6年(2024年)4月入園

受付期間 : 令和5年12月1日(金)から28日(木)まで(土曜、日曜、祝日は除きます)

受付場所 : 市役所本庁舎 3階 学事課 9:00~17:30

西谷サービスセンター 9:00~17:30

※郵送での申し込みはできません。

令和6年(2024年)5月以降の入園

令和6年(2024年)5月以降の毎月の入園申込は、入園を希望する前月の15日(土日祝日となる場合は、直前の市役所開庁日)まで。16日以降に受け付けた場合は、翌々月の入園となります。

※受付場所、受付時間は4月入園と同じ。

入園手続きに必要な書類

申込時に必要な書類

- ◇ 入園申込書兼認定申請書
- ◇ 乳児・幼児調書
- ◇ 就労誓約書(就労予定による入園申込の場合のみ必要)

宝塚市へ転入予定の方(現在宝塚市に住民票がない方)は、以下の書類も必要です。

- ◇ 転入誓約書
- ◇ 世帯全員の住民票
- ◇ 不動産売買(賃貸)契約書等(コピー可)

申込受付後から申込締切日までに提出を要する書類

入園申込み理由に関する証明書類:ご家庭の状況により異なります。以下提出例をご参照ください。

〈証明書類の提出例〉以下の書類は例示です。ご家庭状況によっては別の書類が必要となる場合があります。

- 父母とも就労 →父母の就労証明書
- 父:就労/母:育児休業 →父の就労証明書/母の育児休業期間が記載された就労証明書
- 父:就労/母:出産 →父の就労証明書/母子健康手帳の写し(分娩日を確認できるもの)
- 父:療養/母:就労 →父の医師の診断書/母の就労証明書
- 父:就労/母:通学 →父の就労証明書/母の在学証明書(又は学生証)と時間割表
- 父:就労/母:介護 →父の就労証明書/介護を要する親族の医師の診断書等

※証明日が申込日から3ヶ月以内のものがが必要です。

※就労証明書は勤務先での証明が必要です。

必要に応じて提出を要する書類

医師の意見書:以下に挙げるような集団生活を送るために配慮が必要と考えられる病気をもつ乳幼児の場合は提出が必要です。

心臓病/腎臓病/てんかん/アトピー性皮膚炎/喘息/骨疾患 等

令和5年(2023年)1月1日時点の住所地が宝塚市外の方のみが提出を要する書類

保護者の税に関する資料:①~③いずれかの書類を提出してください。(すべてコピー可)

なお、配偶者控除の対象となっている方は提出不要です。

- ①令和5年度市県民税の特別徴収税額通知書
- ②令和5年度市県民税納税通知書
- ③令和5年度市民税課税証明書(令和5年1月1日時点在住の市区町村にて発行)

保育の必要性について

保育の必要性が認められるのは、以下のいずれかの事由に該当する場合です。

	申込理由	保護者の状況	保育の実施期間 (入園の可能な時間)
1	就労	家庭内外において、月64時間以上就労し、乳幼児の保育ができないとき	小学校就学始期までの保育が必要な期間
2	出産の前後	次のいずれかの状況のため、1ヶ月以上にわたり乳幼児の保育ができないとき ア)母親が妊娠中 イ)母親が出産後	出産前は妊娠中であれば期間の制限なし 出産後は出産日から起算して、8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間
3	疾病負傷等	疾病、負傷等による入院、通院、療養及び身体、精神の障害等により、1ヶ月以上にわたり乳幼児の保育ができないとき	診断書に基づく必要な期間
4	疾病等の 介護・看護 (別居を含む)	親族の疾病の介護または通園の付き添い等のため1ヶ月以上にわたり乳幼児の保育ができないとき	診断書に基づく必要な期間
5	災害の復旧	火災等の災害復旧のため、1ヶ月以上にわたって乳幼児の保育ができないとき	災害復旧に必要な期間
6	就労予定	入園後3ヶ月以内に就労するとの誓約があるとき	小学校就学始期までの保育が必要な期間
7	通学	大学、高校、職業訓練学校等の通学	訓練期間満了までの必要な期間
8	虐待・DV	虐待やDVのおそれがあること	必要な期間
9	多子家庭	就学前の在宅乳幼児が、同一世帯内に当該乳幼児を含め4人以上いるとき(父・母いずれか1人のみに適用)	左の要件を満たす必要な期間
10	育児休業中の 継続入園	保護者の育児休業開始時点で、すでに西谷認定こども園に入園している乳幼児について、育児休業の間も引き続き入園が必要なとき。 ※ただし、育児休業に係る乳幼児が西谷認定こども園に入園した場合は、入園日から2ヶ月以内に育児休業からの復職が必要です。復職後には、復職日が確認できる就労証明書の提出が必要です。	育児休業中の必要な期間

支給認定について

申請書の提出後、保育の必要性が認められた方には、後日、市から「認定証」が交付されます。

保育の必要性	保育の必要性の有無及び該当する事由(P.4 参照)を認定します。
保育の必要量	保育の必要性の事由や勤務時間等に基づき、保育の必要量(時間)を認定します。

区分	該当する保育の必要性の事由
保育標準時間 (1日11時間以内)	(原則) 月120時間以上の就労(学)、1日8時間以上の保育時間が必要な就労(学)、出産前後、災害復旧、疾病障害、介護・看護、求職中、育児休業中の継続入園
保育短時間 (1日8時間以内)	(原則) 月64時間以上120時間未満の就労(学)

- ※ 実際の保育時間は、保育の必要性の事由・勤務時間・通勤時間等に基づき、入園施設と相談をして決めることとなります。
- ※ 【保育短時間】は【保育標準時間】よりも保育料が低くなる(差額は所得階層によって異なります)場合があります。
- ※ 保育の必要性の事由や必要量に変更が生じた場合は、支給認定変更の手続きが必要となります。詳しくは、学事課へお問い合わせください。また、その際に交付済みの「認定証」は市へ返却していただくこととなりますので、「認定証」は大切に保管してください。

入園審査について

西谷認定こども園では、保護者の就労時間や家庭状況等の保育の必要度を点数化し、その点数により入園順位を決定しています。

入園順位を決める点数は、保育の必要性の状況を点数化した「保育施設入所順位基礎指数表」の点数と家庭状況等を点数化した「保育施設入所順位調整指数表」の点数の合計点となります。指数表については、6・7ページをご覧ください。

入園順位は、変動することがあります

入園順位は、点数の高い乳幼児の申込がある場合や、すでに入園申込みをしている乳幼児の保護者の就労形態の変化、家庭状況の変化で変動することがあります。

また、4月入園のときに、入園希望月からの待機期間の長短によって点数を加算しますので、入園順位が変動することがあります。あらかじめご承知おきください。

就労形態等や家庭状況が変化した場合

西谷認定こども園の入園待ちの期間中に、就労形態等や家庭状況が変化した場合は、学事課までご連絡ください。次のような場合は、入園順位に変動がありますので、必ずご連絡あるいは所定の書類を提出してください。

- ◇ 就労したとき、就労先が決まったとき…就労証明書(内定証明)を提出ください。
- ◇ 就労先や就労時間など、就労形態が変わったとき(変更予定も含む)…就労証明書を提出ください。
- ◇ 認可外保育施設等に月極めでお子様を預けたとき…在園(所)証明書を提出してください。
- ◇ 西谷認定こども園に入園する必要がなくなったとき…電話連絡してください。

保育施設入所順位基礎指数表

別表1(第4条関係) 保育施設入所順位基礎指数表

番号	類型	就労時間等	勤務形態等	適用	年 月 指 数		年 月 指 数		年 月 指 数	
					父	母	父	母	父	母
1	家庭外労働	週4日以上、1日7時間以上	常勤	一月月の常勤日数が概ね20日以上(日々雇用されている者及び期間を定めて雇用されている者を除く)	10	10	10	10	10	10
			パート等	常勤以外の者	8	8	8	8	8	8
			自営	中心者	10	10	10	10	10	10
	家庭内労働	週4日以上、1日7時間以上	自営	協力者	6	6	6	6	6	6
			自営	中心者	8	8	8	8	8	8
			自営	協力者	4	4	4	4	4	4
2	家庭内労働	月64時間以上、1日7時間未満	パート等	常勤以外の者	10	10	10	10	10	10
			自営	中心者	6	6	6	6	6	6
			自営	協力者	8	8	8	8	8	8
3	通学	出産の前後	内職	中心者	5	5	5	5	5	5
			内職	中心者	6	6	6	6	6	6
			内職	協力者	3	3	3	3	3	3
4	疾病負傷	入院	常時安静	加療が必要と診断された者	3	3	3	3	3	3
			一般加療	比較的軽度であるが定期的に通院が必要と診断された者	6	6	6	6	6	6
			一般加療	障害者手帳1・2級(身体又は精神)及び療育手帳A所持者、要介護4・5の認定を受けた者	8	8	8	8	8	8
5	障害	通院	障害者手帳3・4級(身体又は精神)及び療育手帳B所持者、要介護1・2・3の認定を受けた者	加療が必要と診断された者	4	4	4	4	4	4
			障害者手帳3・4級(身体又は精神)及び療育手帳B所持者、要介護1・2・3の認定を受けた者	比較的軽度であるが定期的に通院が必要と診断された者	7	7	7	7	7	7
			障害者手帳3・4級(身体又は精神)及び療育手帳B所持者、要介護1・2・3の認定を受けた者	加療が必要と診断された者	6	6	6	6	6	6
6	介護	同居・別居介護	身体・知的障害者介護	身体・知的障害者施設への通園付添	4	4	4	4	4	4
			身体・知的障害者介護	身体・知的障害者施設への通園付添	2	2	2	2	2	2
			身体・知的障害者介護	身体・知的障害者施設への通園付添	6	6	6	6	6	6
7	災害復旧	通学	疾病・負傷介護	虐待やDVのおそれがあること	3	3	3	3	3	3
			疾病・負傷介護	虐待やDVのおそれがあること	10	10	10	10	10	10
			疾病・負傷介護	虐待やDVのおそれがあること	※3	※3	※3	※3	※3	※3
9	その他	求職中	就労内定	上記の1、2に該当しない通学の場合	1	1	1	1	1	1
			就労予定	上記の1、2に該当する基礎指数(勤務証明書が提出できる場合)	1	1	1	1	1	1
			就労予定	上記の1、2に該当する基礎指数(勤務証明書が提出できる場合)	1	1	1	1	1	1
小計					1	1	1	1	1	1
小計					1	1	1	1	1	1

※1 父母がいない場合の指数は、いない方の親の指数を10とする。ただし、両親がいない場合は、養育者の勤務形態等の指数とする。
 ※2 要介護認定を受けた者とは、介護保険法に定める要介護認定を受けた者をいう。
 ※3 状況に応じて市が指数を判断する。

保育施設入所順位調整指数表

別表2(第4条関係) 保育施設入所順位調整指数表

番号	区分	適 用	指 数	指 数	指 数
1	父母の状況	父母のどちらかがいない場合 ※4	6	6	6
		父又は母が産前産後休暇・育児休業終了により復職する場合 ※5	3	3	3
		父又は母が単身赴任・他の土地での住込み就労等により、常時当該家庭にいない場合	1	1	1
		生計中心者の失業等により、就労の必要性が高い場合 ※6	3	3	3
2	当該乳幼児の状況	月極で認可保育所・認定こども園(2・3号)・地域型保育事業・宝塚市指定保育所・認可外保育所へ入所している場合	2	2	2
		兄弟姉妹が宝塚市の認可保育所・認定こども園・地域型保育事業に在園している場合 ※7	4	4	4
3	兄弟姉妹の状況	兄弟姉妹が同時に宝塚市の認可保育所・認定こども園(2・3号)・地域型保育所に入所を希望する場合 ※8	2	2	2
		父母のどちらかがいない場合で、祖父母と同居していない場合	3	3	3
4	親族の状況	入所希望月から6箇月以上待機している場合	1	1	1
		入所希望月から9箇月以上待機している場合	3	3	3
		入所希望月から12箇月以上待機している場合	5	5	5
		入所希望月から18箇月以上待機している場合	8	8	8
5		入所希望月から24箇月以上待機している場合	10	10	10
		生活保護の適用がある場合	6	6	6
6	生活保護	乳幼児の在籍する宝塚市の保育施設等が廃園となる又は2～3歳クラスで卒園となる等、就学前までの保育が継続できない場合	※10	※10	※10
		児童相談所等の関係機関より保育所への入所配慮要請があった世帯	※11	※11	※11
7	保育施設の状況	乳幼児が西谷小学校区内に居住している場合	※12	※12	※12
			小計	小計	
8	DV・児童虐待		※10	※10	※10
			※11	※11	※11
9	西谷地区の居住		※12	※12	※12
			小計	小計	
※4	父母がいない場合は、父又は母が死亡、離別、行方不明の場合をいう。		合計	合計	合計
※5	育児休業については、勤務証明書に育児休業期間の記載がある場合のみ適用する。(自営業者を除く)		合計	合計	合計
※6	父母ともに就労予定、又は母子父子家庭で就労予定の場合をいう。		合計	合計	合計
※7	兄弟姉妹が卒園したときには適用しない。		合計	合計	合計
※8	兄弟姉妹が卒園年齢に達したときには適用しない。		合計	合計	合計
※9	入所の待機状況は、4月1日現在の待機月数とし、当該年度中は変更しない。 入所内定となったにも関わらずキャンセルした場合、入所希望月は内定月の翌月以降に変更となる。 平成28年4月入所より、12箇月以上待機、24箇月以上待機の場合のみが加算の対象となり、6箇月・9箇月・18箇月以上待機の場合の項目が削除となる。		合計	合計	合計
※10	当該申込者の入所が他の申込者よりも優先されるよう指数を調整する。		合計	合計	合計
※11	当該申込者の入所が番号7に規定する申込者を除き、他の申込者よりも優先されるよう指数を調整する。		合計	合計	合計
※12	当該申込者の入園が他の申込者よりも優先されるよう指数を調整する。		合計	合計	合計

入園決定

入園に関する審査会を開き、入園予定者を内定します。内定した入園予定者には、学事課から西谷認定こども園での面接日等を連絡し、面接後に入園を正式に決定します。

令和6年(2024年)4月入園

①令和5年12月28日(木)までに入園申込みをされた方

令和6年1月下旬に入園審査会を開催します。内定した入園予定者には入園審査会以降に連絡し、令和6年3月上旬に西谷認定こども園で面接を受けていただきます。

②令和6年1月4日から3月15日までに入園申込みをされた方

1月15日までに入園申込みをされた方は1月下旬に入園審査会を開き、2月15日までに入園申込みをされた方は2月下旬に入園審査会を開き、3月15日までに入園申込みをされた方は3月下旬に入園審査会を開き、それぞれ入園予定者を内定します。内定した入園予定者には、学事課から随時連絡し、西谷認定こども園で面接を受けていただきます。

令和6年(2024年)5月以降の入園

入園希望月の前月の25日頃に、当該月の15日以前の申込者について、入園に関する審査会を開き、入園予定者を内定します。内定した入園予定者には、学事課から西谷認定こども園での面接日等を連絡し、面接後に入園を正式に決定します。

※西谷認定こども園に欠員がない場合は希望月に入園できません。欠員がある場合でも、申込者数が欠員数を上回るときは、審査会の結果、入園できない場合があります。

※入園内定の決定は、審査会で行いますので、それまでは入園の可否はお答えできません。

※乳幼児の健康状態や保護者の就労状況等により、入園許可を行わない場合があります。

※入園希望月以前に西谷認定こども園に欠員があっても、その旨の通知はいたしません。学事課窓口・電話等で空き状況をご確認ください。

※兄弟姉妹2人以上で申込の場合は、申請いただいた条件(兄弟姉妹の入園時期)を満たす場合のみ内定します。

入園日

毎月の初日です。

※西谷認定こども園の年齢の考え方は小学校と同じ学年制となっており、3月31日時点の年齢となります。

保育料の決定

- ◇ 保育料は、扶養義務者(両親、祖父母等)の市民税額によって以下のとおり決定します(保育料については P.11~12 参照)。

①令和6年4月~令和6年8月の保育料→令和5年度市民税額に基づき決定

②令和6年9月~令和7年8月の保育料→令和6年度市民税額に基づき決定

※祖父母と同居している方で、父母お二人とも年収103万円以下の場合は、家計の主宰者を祖父母とみなして、祖父母の収入を勘案して保育料を決定する場合があります。

- ◇ 保育料は、当該年度の前年度の末日の乳幼児の満年齢によって決定します。(年度途中で誕生日を迎えても変更になりません。)
- ◇ 保育料は、月の初日に在籍していれば、欠席しても1ヶ月分の保育料が必要です。また、月途中で西谷認定こども園を退園されても、その1ヶ月分の保育料が必要です。ただし、乳幼児の負傷や疾病で連続して長期欠席するときは、その状況に応じて保育料を減額します。

3~5歳児の保育料の無償化について

3~5歳児の全ての園児の保育料は、幼児教育・保育の無償化の対象となります。手続きの必要はありません。ただし、以下のとおり無償化の対象外となる費用があります。

給食費

令和5年度は主食費として月額 1,000 円、副食費として月額 4,500 円を徴収しています。令和6年度以降の給食費に関しましては決定次第お知らせいたします。ただし、生活保護世帯、住民税非課税世帯、住民税所得割課税額が 57,700 円未満の世帯、及び第3子以降の園児の副食費の支払いが免除となります。(主食費の月額 1,000 円は徴収します)副食費免除に関する手続きの必要はありません。

延長保育加算額(延長保育料)

延長保育加算額は無償化の対象外となりますので、延長保育を受ける園児は、延長保育加算額を徴収します。ただし、保育の必要量が保育短時間(1日8時間以内)に該当する方の時間内延長保育加算額(保育短時間以外の保育を利用した場合の延長保育加算額)については無償となります。

教材費・PTA 会費等

認定こども園で徴収します。

保育料の納付

支払先	支払方法	納付期限
宝塚市	原則として口座振替でのお支払いになります。入園内定時に口座振替申込書をお渡しますので、金融機関で手続きをしてください。	毎月10日

※納付期限までに納付がされていない場合、当月末日までに督促をいたします。

※過去に保育料の未納がある場合、入園決定前に今後の納付計画について面接を行います。

保育料に関する特例について

保育料の多子軽減について

世帯状況及び市町村民税所得割課税額に応じて、要件を満たす兄弟がいる場合は保育施設入所児童の保育料が軽減されます。

- ◇ 特例世帯 … 市町村民税所得割課税額 77,101 円以上
 - ◇ 特例世帯以外の世帯 … 市長村民税所得割課税額 57,700 円以上
- } の場合

同一世帯から2人以上の児童が同時に、下記の対象施設*を利用している場合、第1子の保育料を1.0とすると、第2子は0.5、第3子以降は無償となります。

なお、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、兄弟の保育料が無償となっても児童の考え方に変更はありません。

この取扱いに基づく保育料の軽減を受けるためには、西谷認定こども園入園乳幼児の兄弟姉妹が対象施設に入所又は利用している証明が必要になります。在園証明は毎年度必要ですので、各保育施設に備え置いている在園証明書をご提出ください。

※対象施設

認可保育所(園)、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、朝鮮学校幼稚部、児童発達支援施設、医療型児童発達支援施設及び地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)、企業主導型保育事業

- ◇ 特例世帯 … 市町村民税所得割課税額 77,101 円未満
 - ◇ 特例世帯以外の世帯 … 市長村民税所得割課税額 57,700 円未満
- } の場合

保護者と生計を一にし、保護者に監護される者、監護されていた者、保護者又はその配偶者の直系卑属(保護者に監護される者、保護者に監護されていた者を除く)が2人以上いる場合、第1子の保育料を1.0とすると、第2子は0.5、第3子以降は無償となります(年齢や施設利用の要件は、必要となりません)。なお、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、兄弟の保育料が無償となっても児童の考え方に変更はありません。

特例世帯とは、次の①～④いずれかに該当する世帯となります。

- ①母子家庭又は父子家庭である
- ②同一世帯に身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者がいる
- ③同一世帯に特別児童扶養手当支給対象児童がいる
- ④同一世帯に国民年金法に定める障害基金年金等の受給者がいる

上記特例世帯のうち、②に該当する方は各種手帳の写し、③に該当する方は特別児童扶養手当証書の写し、④に該当する方は年金証書の写しの提出が必要となります。

保育料減額について

災害で被災した場合や、失職・休職のため収入が激減した場合に保育料の再計算ができる場合があります。詳しくは学事課にお問い合わせください。

宝塚市立西谷認定こども園保育料表(令和6年度)

保育標準時間(7:00~18:00)

各月初日に入園している児童が属する世帯の階層区分		3歳未満児		3歳以上児	
階層区分	定義	保育料(月額)	延長保育加算額(月額)	保育料(月額)	延長保育加算額(月額)
第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けているものが属する世帯	0円	0円	0円	0円
第2階層	市町村民税が非課税の世帯(第1階層を除く)	0円	600円 第2子 300円 第3子 0円	0円	0円
第3階層	市町村民税所得割課税額が非課税の世帯(第1・2階層を除く)	14,500円 第2子 7,300円 第3子 0円	1,300円 第2子 700円 第3子 0円	0円	0円
第4階層	市町村民税所得割課税額の合計額が97,000円未満の世帯(第3階層を除く)	24,000円 第2子 12,000円 第3子 0円	2,100円 第2子 1,100円 第3子 0円	0円	2,000円
第5階層	市町村民税所得割課税額の合計額が97,000円以上169,000円未満の世帯	35,000円 第2子 17,500円 第3子 0円	3,100円 第2子 1,600円 第3子 0円	0円	4,000円
第6階層	市町村民税所得割課税額の合計額が169,000円以上301,000円未満の世帯	48,000円 第2子 24,000円 第3子 0円	4,300円 第2子 2,200円 第3子 0円	0円	4,000円
第7階層	市町村民税所得割課税額の合計額が301,000円以上の世帯	64,000円 第2子 32,000円 第3子 0円	5,800円 第2子 2,900円 第3子 0円	0円	4,000円

※保育料につきまして不明な点がある場合は、別途学事課にお問い合わせください。

宝塚市立西谷認定こども園保育料表(令和6年度)

保育短時間(8:30~16:30)

各月初日に入園している児童が属する世帯の階層区分		3歳未満児			3歳以上児		
階層区分	定義	保育料(月額)	時間内延長保育 加算額(月額)	延長保育加算額 (月額)	保育料 (月額)	時間内延長保育 加算額(月額)	延長保育加算額 (月額)
第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けているものが属する世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第2階層	市町村民税が非課税の世帯(第1階層を除く)	0円	0円	600円 第2子 300円 第3子 0円	0円	0円	0円
第3階層	市町村民税所得割課税額が非課税の世帯(第1・2階層を除く)	14,300円 第2子 7,200円 第3子 0円	200円 第2子 100円 第3子 0円	1,300円 第2子 700円 第3子 0円	0円	0円	0円
第4階層	市町村民税所得割課税額の合計額が97,000円未満の世帯(第3階層を除く)	23,600円 第2子 11,800円 第3子 0円	400円 第2子 200円 第3子 0円	2,100円 第2子 1,100円 第3子 0円	0円	0円	2,000円
第5階層	市町村民税所得割課税額の合計額が97,000円以上169,000円未満の世帯	34,500円 第2子 17,300円 第3子 0円	500円 第2子 300円 第3子 0円	3,100円 第2子 1,600円 第3子 0円	0円	0円	4,000円
第6階層	市町村民税所得割課税額の合計額が169,000円以上301,000円未満の世帯	47,200円 第2子 23,600円 第3子 0円	800円 第2子 400円 第3子 0円	4,300円 第2子 2,200円 第3子 0円	0円	0円	4,000円
第7階層	市町村民税所得割課税額の合計額が301,000円以上の世帯	63,000円 第2子 31,500円 第3子 0円	1,000円 第2子 500円 第3子 0円	5,800円 第2子 2,900円 第3子 0円	0円	0円	4,000円

※時間内園長保育加算額は、7時から18時までの間で、保育短時間以外の保育を利用した場合に加算されます。
 ※保育料につきまして不明な点がある場合は、別途学事課にお問い合わせください。

めざす子ども像

心をつなぎ たくましく生きる子どもの育成 — 認め合い 育ちあい 学びあう —

- ①自分のことは自分でしようとする子ども
- ②感じたことを豊かに表現できる子ども
- ③友達とカー杯遊ぶ子ども
- ④ふるさと「西谷」を愛し、思いやりの心をもった子ども

保育時間

保育の必要性の事由や勤務時間等に基づき、「保育標準時間」及び「保育短時間」の認定を行います。

保育標準時間の場合

7:00		18:00	19:00
保育標準時間の利用時間帯(最大11時間)			延長保育(有料)

保育短時間の場合

7:00	8:30		16:30	18:00	19:00
時間内 延長保育(有料)	保育短時間の利用可能時間帯 (最大8時間)			時間内 延長保育(有料)	延長保育(有料)

※延長保育を利用する場合は、事前に申込の手続きが必要となります。

ならし保育

新規に入園される時は、集団生活への適応を目的として、短時間、通常の保育時間より短い時間を設定し、乳幼児の適応状況に合わせて「ならし保育」を行います。

休園日

日曜、祝日、年末年始(12/29~1/3)

※上記以外の日も休園する可能性があります。

緊急時・災害時

緊急連絡先

連絡先は、正確に施設にお知らせください。

気象警報発表時の対応

- ① 保育所部分は、警報発令時も保育は行い、給食の提供もありますが、出来るだけ子どもの安全を考慮し、無理な登園は控えてください。
(参考)幼稚園は、登園前に「宝塚市」に「暴風」、「暴風雪」、「大雨」、「洪水」、「大雪」などの警報が発令されている場合は、自宅待機し、9時まで解除にならない場合は、休園になります。
- ② 当日、施設の開所中に気象警報が発表された場合は、できるだけすみやかに迎えに来てください。

給食

原則として、給食は実施しますが、土曜日と西谷小・中学校の休校日(長期休校<春・夏・冬休み>を除く)、その他、園が指定する日はお弁当日とします。

子育て支援事業

相談・助言型支援

- ① 育児相談(随時)
- ② 巡回相談(月1回3歳児～5歳児)

居場所づくり提供型支援

- ① 園庭開放(月曜日～金曜日 9:30～12:00)
- ② 在園児とのふれあい
- ③ 未就園児(2歳児)保育(月1回程度)

行事型支援

- ① 高齢者・異齢者との交流
- ② 園及び地域行事への参加呼びかけ



年間行事予定

※令和6年(2024年)度の行事予定

月	0～2歳児	3～5歳児(幼稚園教育)
4月	家庭訪問、学級懇談会、尿検査	始業式《4・5歳児》、入園式《3歳児》、家庭訪問、学級懇談会、尿検査、交通安全指導
5月	内科検診・歯科検診《2歳児》、オープンスクール(参観日)	内科検診・歯科検診・眼科検診、園小中合同避難訓練 幼年消防クラブはじめ式、 オープンスクール(参観日)
6月		園・小・中合同運動会、耳鼻科検診 黒豆の苗植え、歯磨き指導、芋の苗植え
7月	七夕、水遊び(プール)、個人懇談	第1学期終業式、水遊び(プール遊び)、個人懇談、 七夕のつどい、カレーパーティー
8月	水遊び	夏季保育日
9月		第2学期始業式
10月	芋掘り、内科検診	なかよしフェスティバル(運動会)、 芋掘り、黒豆収穫、秋の遠足、 聴力検査・視力検査・内科検診(保育所在籍のみ)、 歯磨き指導、創立記念日
11月	オープンスクール(参観日)	オープンスクール(参観日)、 焼き芋パーティー
12月	個人懇談会	なかよし会、個人懇談、 第2学期終業式
1月		第3学期始業式
2月	節分	節分、生活発表会、 幼年消防クラブ引継式、お別れ遠足
3月	ひな祭り	ひな祭り、お別れ会、 幼稚園卒園式《5歳児》、修業式《4・3歳児》
毎月	身体計測、安全点検、 市内一斉防犯活動、避難訓練	誕生会・バースデイトーク、安全点検、衛生検査、 降園指導、市内一斉防犯活動、避難訓練
随時	お散歩	子育て相談、給食体験、てくてく歩こう会、 小学校・中学校との交流、老人会との交流、 野菜づくり・収穫、未就園児との交流 保健指導、食育指導 等
その他	誕生祝い(誕生の日)	身体計測(隔月)、絵本貸し出し(毎週)

Q&A【入園資格・申込編】

Q1 西谷認定こども園への入園の申込は、いつからできますか？

A1 入園希望月の一年前から受付しています。
但し、新生児は出生届の提出後となります。
入園日は年12回、毎月1日で、申込の締切りは前月の15日(閉庁日の場合は直前の開庁日)です。

Q2 育児休業中でも西谷認定こども園に入園できますか？

A2 育児休業期間が記載された就労証明書を申し込み時に提出した場合は、入園から2か月以内に復職する場合は入園できます。
復職できない場合は入園できません。

Q3 現在就労活動中でまだ就労していませんが、西谷認定こども園入園の申込はできますか？

A3 申込は可能です。
但し、入園後3ヶ月以内に就労し、入園資格を満たすことが必要です。
雇用保険受給中の場合は、雇用保険受給満了年月日の翌月より3ヶ月となります。
期間内に就労ができない場合は、退所事由に該当しますのでご注意ください。

Q4 祖父母が同居していても、西谷認定こども園入園の申込はできますか？

A4 できます。

Q5 母親が出産のため産前産後の期間入園しましたが、就職できたので引き続き西谷認定こども園に入園したいです。

A5 産前産後については、就労等の理由よりも優先的に入園していただいていることでもあり、出産日から起算して、8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までに退所していただけます。

Q6 仕事を辞めた場合は、西谷認定こども園を退所しなければなりませんか？

A6 再就労の意思がなければ退園していただけます。
再就労の意思がある場合は、最長3ヶ月猶予期間があります(雇用保険を受給する場合は、雇用保険受給満了年月日の翌月より3ヶ月間)。
3号認定の場合は上記取扱いになりますが、2号認定の場合は、1号認定に切り替えることで、継続入園が可能です。

Q7

将来宝塚市に転入予定ですが、西谷認定こども園の申込はできますか？

A7

申込できます。但し、通常の申請書類に加えて、世帯員全員が確認できる現在の住民票の提出が必要です。また、入園内定しても、入園月の初日までに保護者の住民票が宝塚市にない場合は、入園を取り消します。

Q8

入園待機中に転職、転居、離婚、再婚等家庭の状況が変わった場合、どうすればいいですか？

A8

就労形態や海底状況が変化した場合、待機点数や待機順位が変わることがありますので、必ず学事課に連絡願います。

また、点数の見直しは、就労証明書等の確認書類の提出があった時点となります。

Q9

待機順位が問い合わせる都度変わるのなぜですか？

A9

待機順位は常に変動する可能性があります。

順位は申込順ではなく「保育施設入所順位基礎指数表・保育施設入所順位調整指数表」の合計点数で決まります。

毎日申込みを受付していますので、後から点数の高い乳幼児の申込みがあった場合や、すでに申込みされている方が証明書類等を提出した場合、家庭状況等の変化等により待機順位が下がることがあります。

特に4月入園の順位は、申込締切後に待機期間に応じた点数を加算したうえで決定するため、大きく順位が変動する場合があります。

Q10

いつから待機になるのですか？

A10

待機期間は、入園希望月に入園できなかった時点から始まります。

入園希望の一年前に申込した場合は、申込時点ではなく一年後の入園希望月に入園できなかった時点から待機となります。

入園内定をキャンセルした場合は待機となりません。

入園希望月以前は、入園審査の対象としては取り扱われませんので、注意してください。

Q11

申込時点では空席があるのですが、入園の希望は半年後です。予約はできないのですか？

A11

希望月の早い方から入園案内を行いますので、予約はできません。入園希望月になって初めて入園審査の対象となります。

Q12

事前に西谷認定こども園を見学することはできますか？

A12

随時見学できますが、行事等で見学できない場合もあります。

事前に見学を希望する西谷認定こども園に、電話等にてお問い合わせください。

Q13 入園選考の結果は全員に通知してもらえますか？

A13 入園審査の結果については、入園の可否にかかわらず全員に連絡します。

Q14 入園の可否はいつ分かりますか？

A14 毎月25日頃です。但し、この時点で正式な決定ではありません。
内定者には25日頃に西谷認定こども園の面接のご案内をいたします。

Q15 現在、西谷認定こども園に入園中ですが新しく子どもを妊娠したので、育児休業を取得予定です。育児休業中でも西谷認定こども園の入園を継続することができますか？

A15 可能です。
但し、新しいお子様が西谷認定こども園に入園した場合は、育児休業からの復職が必要です。

Q16 現在、西谷認定こども園に入園中ですが新しく子どもを妊娠したので、仕事をやめる予定です。西谷認定こども園の入園を継続することができますか？

A16 西谷認定こども園は、妊娠中又は出産日から起算して、8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間は、入園を継続することができます。
また、出産日から起算して、8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までに再就職した場合は、入園を継続することができます。
3号認定の場合は上記取扱いになりますが、2号認定の場合は、1号認定に切り替えることで、継続入園が可能です。

Q&A【保育料編】

Q1

保育料算定に必要な書類は、どのようなものでしょうか？

A1

○給与所得のみの方 → 市県民税の特別徴収納税通知書

○個人経営・個人納付の方 → 市県民税納税通知書

○上記以外・紛失した方 → 市民税課税証明書

※ 但し、宝塚市民の方で、宝塚市で税情報が確認できる場合は、原則として税書類の提出は不要です。給与所得がない方、確定申告や市税申告をしていない方は、市民税申告が必要となる場合があります。

Q2

離婚する予定ですが、保育料はどうなりますか？

A2

協議離婚の場合は、戸籍上の離婚が成立するまでは、両親の税額を合算して算定します。

裁判所での調停が始まっている場合は、調停申請の受理または開始が確認できる裁判所発行の証明書類の写しを提出いただければ、一方の保護者のみの税額で算定します。

なお、保育料の見直しは、協議離婚、調定の場合とも学事課への届出書提出の翌月からとなります。

Q3

母(父)子家庭は保育料が安くなるのですか？

A3

保育料は市民税額に基づいて決定しますので、「母(父)子家庭である」という事由のみによって保育料が安くなることはありません。

しかし、市民税が非課税の母(父)子家庭で祖父母と同居していない場合、保育料は無料となります。

また、祖父母と同居している場合でも、主たる生計維持者が母(父)であり市民税が非課税の場合は、保育料は無料となります。

Q4

上の子が幼稚園に通っています。西谷認定こども園に入園している子の保育料はどうなりますか？

A4

上のお子様幼稚園に通っている証明書(「在籍(所)証明書」)を提出いただければ、西谷認定こども園に入園しているお子様の保育料は、第1子を1.0とすると、第2子は0.5、第3子は無料となります。

発行日：令和5年(2023年)11月

発行元：宝塚市教育委員会 管理部 管理室 学事課

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

TEL 0797-77-2366

FAX 0797-71-1891